

神奈川県民協議会だより

こぶし



区の木：こぶし

No. 25

編集・発行 神奈川県民協議会
事務局 神奈川県役所区政推進課内
神奈川県広台太田町3-8
電話：411-7021
Fax：314-8890



30年7月10日に総会が開催され、第20期がスタートしました。第20期も区民の皆様のためになる活動をしてまいります。

<http://kanagawakumin.bakufu.org> (神奈川県民協議会は略称を区民協としています。)

区民のつどい回答号

神奈川県民協議会とは…

神奈川県民協議会は、21連合町内会から推薦された方々、各種団体から推薦された方々、公募に応募した方々で構成され、1期2年の活動をしています。年数回開催される「地域のつどい」(開催に応じ地区連合との共催)で皆様からいただいたご意見からテーマを設定し、「住みよい神奈川区のまちづくり」を目指して数部会に分かれ活動します。テーマについて調査研究を行い、必要現地調査等も行っています。これらの活動報告を年1回開催される「区民のつどい」で発表し、区や市に提言を行っています。

「区民のつどい」開催報告

平成30年6月24日(日)神奈川公会堂にて「区民のつどい」が開催されました。

第一部は「後継者と情報を考える会」「M・Mの会」「なまずの会」3部会が第19期の活動の成果について発表しました。第二部は神奈川消防署長をお迎えし、「命を守るための対策」と題した講演をしていただき、災害時に命を守ることについて考えました。大変有意義な時間を過ごすことができました。

「区民のつどい」では会場の皆様に意見票をご提出いただいておりますが、今回も行政に向け質問をいただきましたので、行政からの回答をお知らせさせていただきます。なお、「意見票」にいただいたご質問は長文も多かったため、箇条書きとして記載させていただきます。



①六角橋～片倉の道路は直線道路予定。実施されていない場所の工事はいつ行うのか、予定地に建物を新築しているのはどうするのか

ご指摘の神奈川県六角橋五丁目3番地付近の現在事業中区間の終点部から横浜上麻生道路までについては、都市計画道路六角橋線として都市計画決定されており、現在、平成32年度頃までの事業化を目標にしています。

道路予定地の建築物に関しましては、事業化するまで一部制限はありますが、建築物の建築は認められています。 <<道路局事業推進課回答>>

②東神奈川車道のトンネル通行は危険、空き地に陸橋を作る等して危険回避を

ご指摘の横浜上麻生線の国道15号から国道1号北側までの区間については、平成20年5月に公表した「都市計画道路の見直し案」や平成28年3月に公表した都市計画道路の事業着手時期等を示した「都市計画道路の優先整備路線」において、線形や幅員を見直す「変更候補」としてしています。具体的な立体交差の方式や事業着手時期については、今後、都市計画の手続きの段階で考慮することとしていますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 <<道路局企画課回答>>

【参考】都市計画道路の優先整備路線について

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/minaoshi/yuusen/>

③カラスよけネットボックスを購入した町会に補助金をだすことはできないか

日ごろからごみの減量・リサイクルの推進に御協力をいただきましてありがとうございます。本市全体の集積場所は約74,000か所あり、管理方法も様々であることから、ネットボックス購入費用の補助は困難です。しかし、地域だけで解決することが難しい課題に地域の方々と協働して対応するために各区の集積事務所に設置した「集積場所快善隊」の取組の一つとして、在庫の範囲内でカラスよけのネットボックスの貸出を行っておりますので、お困りの場合は、資源循環局神奈川事務所(045-441-0871)にご相談をいただきたいと思います。 <<資源循環局業務課回答>>

④ごみ分別の細かい事(新聞と広告の混在等)についてもマニュアルがほしい

ごみの分別については、「ごみと資源物の分け方・出し方」というパンフレットがございます。区役所または資源循環局神奈川事務所にて入手することができます。また、資源循環局では、ごみの分別方法がすぐにわかる検索ツール「ミクシヨナリー」を作成しました。品目を入力していただくだけで、分別方法がわかる便利なシステムですので、あわせてご活用いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【携帯電話、パソコン】

<<資源循環局業務課回答>>

<http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>

【スマートフォン(横浜市ごみ分別アプリ)】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-shimin/dashikata/smartphone.html>

また、ごみの分別についてご不明な点がございましたら、資源循環局業務課(045-671-3819)か、神奈川事務所(045-441-0871)へお問い合わせください。

⑤防災センターに感震ブレーカーの実験装置を作ってほしい

横浜市民防災センターでは感震ブレーカーのデモ機を用意し、ご来場いただいた方のご要望に応じて、感震ブレーカーの作動状況を体験していただくことができます。 <<消防局横浜市民防災センター回答>>

⑥昼間の災害のためにも中高生の防災訓練への参加を行政から指導してほしい

地域から共助の担い手として期待されている中学生の防災意識の向上を図るために、神奈川県では、平成28年度に「中学生向け防災ガイド」及び「活用マニュアル」を作成し、平成29年度からこのガイドを活用した区内公立中学校における防災の授業を実施しています。防災ガイドは、自分の命を守るための行動に加え、日頃からできる共助の取組の重要性や助けられる人から助ける人になろうということの内容としたものです。今後とも、中学生をはじめとした次世代の防災意識の向上をさらに図ることができるように取組を進めていきます。 <<神奈川県総務課回答>>

⑦耐震アドバイザー派遣で、婦女子だけの家庭などが補助から除外されている

かめのふんぱりつつぱり事業(家具の転倒防止器具補助事業・家具転倒防止対策助成事業)の要件は、横浜市地震防災戦略の被害想定を基に考え、設置の意思があっても、家具の転倒防止器具の取り付けが難しい世帯を対象としていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、30年度から高齢者の対象を75歳以上から65歳以上へ引き下げるなど要件の緩和を実施し、該当の世帯には器具の無料設置および器具代金の9割補助を実施しております。 <<神奈川県総務課回答>>

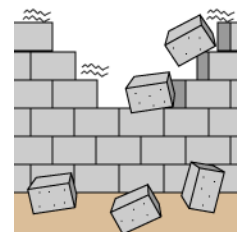
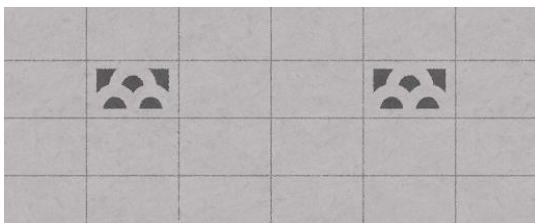
【参考】対象世帯(同居者全員が下記①から⑥のいずれかである世帯が対象)

①65歳以上(要件緩和) ②身体障害者手帳の交付を受けている ③愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている ④精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている ⑤介護保険法による要介護、または要支援の認定を受けている ⑥中学生以下(新規追加)

⑧学校だけではなく全地域のブロック塀耐震診断の行政の制度化を

6月の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、国土交通省により既設の塀の安全点検のためのチェックポイントの資料の作成、公表がなされました。これは、塀の所有者ご自身で安全点検をしていただけるように作られたものです。横浜市のホームページ上でもお知らせしておりますので、ご利用くださいますようお願いいたします。また市民の皆様より、塀の安全性に不安があるとのお問い合わせを受けた箇所につきましては、順次、必要に応じ注意喚起や改善に向けた指導を行ってまいります。

<<建築局情報相談課回答>>



⑨臨海地区の防災は怎么样了のか

臨海部の防災対策としては、各施設に協力を呼びかけ、11箇所の施設と津波避難施設の協定を結び津波発生時の避難場所を確保しているほか、津波情報伝達の手段の一つとして、屋外スピーカーを11箇所に設置しています。また、高潮被害も想定し、台風時には関係機関と連携した警戒を実施しているとともに、いざという時に備え、地域とも連携した避難場所確保にも努めています。今後とも臨海部の特徴を踏まえた防災対策を進めていきます。《神奈川県総務課回答》

⑩災害時の障害者対応、聴覚障害者対応は

災害発生時の避難所においては、障害のある人が安心して避難生活を送れるよう、環境整備を進めています。例えば、障害のある方が必要な支援や情報を得られるように、周囲の人たちとの間をつなぐ話しことばに代わるものの一つとして、全ての地域防災拠点にコミュニケーションボードを配布しております。また、障害種別ごとの特性等が記載されている障害者理解啓発冊子の配布や、地域防災拠点訓練において障害理解に係る出前講座を開催しております。

避難所等における聴覚障害者への情報保障についても、災害時における手話通訳者・要約筆記者派遣体制や同通訳ボランティアへの協力依頼の体制の構築に向けて、当事者団体等関係機関からご意見をいただきながら、検討を進めていきます。

横浜市では、地域防災拠点での避難生活が困難な方のうち、特別な配慮が必要な方が避難生活を送る場所として、区と社会福祉施設などが協定を締結し、福祉避難所として位置付けています。福祉避難所への避難にあたっては、地域防災拠点へ避難された要援護者の方を、専門職（保健師など）が本人の状況を確認して、避難の必要性を判断します。

今後も、地域の皆さま・関係機関・団体等と協力して、災害に備え、地域で支える取り組みの充実に努めてまいります。

《健康福祉局福祉保健課、障害企画課、障害福祉課回答》

⑪災害時等に検索（困りごと⇒対応）ができる冊子や、普段疑問に思った時にネットで検索できるような区独自のサイトを作してほしい

地震、風水害に対する備え、発災時の対応、情報収集方法について総合的にまとめた冊子「防災よこはま」を、区役所総務課の窓口でお配りしているほか、神奈川県役所のホームページにも掲載しております。また、神奈川県防災マップなど、区独自の情報も掲載しております。今後ともホームページについてはさらに使いやすくなるように努めてまいります。《神奈川県総務課回答》